

J R 東海労申第 6 号  
2020年7月15日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

### 職務手当に関する団体交渉開催の申し入れ

現行、職務手当は、「連続して30日以上私傷病等で休んだ場合は支給しない」とされているが、会社は、年休で休んだ場合もそれに該当するとして、職務手当を支給しない、又は、支給したものを返納させた。ところが、当該者の苦情処理申告を含めて組合がこのことを問題にしたところ、会社は、年休に関しては職務手当を支給するとし、返納も撤回した。

これまでも会社が規定等を一方的に解釈することで、組合員は多くの不利益を被ってきた。あろうことか、会社は解釈違いに対する団体交渉の申し入れも拒否してきた。このような会社の姿勢が今回の問題の根幹にある。

さて、会社は、自宅日勤が30日以上引き続いたら職務手当は支払わないとしている。このことも会社の勝手な解釈である。自宅日勤は、コロナウイルス感染防止のために会社が命じたものである。社員が好んで自宅日勤を希望したわけではない。しかも、自宅日勤が勤務確定しているにもかかわらず、会社都合で乗務勤務としたケースもあった。会社の都合で職務手当をいいように使い分けることは断じて許されない。

組合は、職務手当は職名に対して支払われるべきものであるとの認識である。依って、休みなど関係なく職務手当は支払われなければならない。

以上のように、会社と組合では職務手当の支払いに関する解釈が大きく違う。従って下記の通り申し入れるので、会社は速やかに団体交渉を開催すること。

### 記

1. 職務手当の支給の条件から、「30日以上連続して私傷病等で休んだ場合は職務手当を支給しない」ことを削除し、「職務手当は職名に対して支給する」とことと改めること。
2. 基本協約や就業規則の解釈が異なり、組合から申し入れがあったときは、速やかに団体交渉を開催すること。

以 上